

第4章 保健福祉事業の取組 **地域ビジョンI**

介護保険法第115条の49において、被保険者全体や家族等の介護者を対象に、地域支援事業以外の介護予防事業、介護を行う家族等のための介護者支援事業、保険者直営の介護事業、その他在宅高齢者支援事業等について、第1号保険料を財源とした市町村独自の保健福祉事業として実施することができることとされている。

本市においては、高齢者等紙おむつ等給付事業、高齢者ほほえみセンターの管理運営、ささえ愛サロンの運営支援を保健福祉事業として実施する。

第1節 高齢者等紙おむつ等給付事業 **地域ビジョンI**

要介護4又は要介護5の認定を受けた在宅の高齢者等に紙おむつ及び尿取りパッドを給付することにより、高齢者等の保健衛生の保持と介護者の身体的及び経済的負担の軽減を図る。

【評価指標】 高齢者等紙おむつ等給付事業

利用人数	基準年度 (令和2年度)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
	249人	254人	259人	264人

【今後の取組】

在宅介護の支援に資する事業として、紙おむつ等を支給することで、高齢者等の清潔の保持と介護者の身体的・経済的負担軽減が図れるよう、今後も積極的に推進する。また、給付については、利用者それぞれの状況に応じた対応を検討する。

第2節 高齢者ほほえみセンターの活用 **地域ビジョン I**

在宅の高齢者や自宅に閉じこもりがちな高齢者等に対し、保健予防活動や生きがい対策を含めた各種保健福祉サービスを提供することにより、健康寿命の延伸及び介護給付費の削減に寄与する。また、高齢者が社会参加することで、家庭や地域社会で培った豊かな経験と知識・技能等が地域社会の資源として活用されるとともに、活動を行う高齢者自身の生きがい創出や自己実現、生活の質の向上にもつながる。

1. 介護予防拠点として的高齢者ほほえみセンター

高齢者ほほえみセンターは、介護予防事業を積極的に推進する介護予防拠点として、生きがいづくり、閉じこもり予防、保健予防、認知症対策を含めた保健福祉サービスの総合的な提供を推進する。

高齢者への介護予防事業として、フレイル予防を目的とした運動器機能向上、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等の普及を積極的に推進するとともに、日常的な活動の中でも、ほほえみサポーター、与一いきいきメイト及び介護予防リーダー等を中心とした介護予防活動を実施する。

また、高齢者の健康維持、生きがいづくり、閉じこもり予防に関する対策事業として、地域の実情や特性に応じた季節行事活動、食事の提供、手芸、絵手紙作成、輪投げ、カラオケ、ダンス等の活動・スポーツ（グラウンドゴルフ、卓球等）を自主的に開催し、社会参加を促進する。

2. 高齢者ほほえみセンターの運営状況

地域の実情に応じて、自治会長、自治公民館長、民生委員等の地域住民や有志ボランティアグループ等が中心となって「高齢者ほほえみセンター管理運営委員会」を組織し、施設運営に当たっている。また、日常的な運営活動のサポートは、ほほえみサポーターや与一いきいきメイトが担っている。

また、各高齢者ほほえみセンターでは、絵手紙、押し花、編み物、囲碁将棋等の趣味教室や、輪投げ、グラウンドゴルフ等の軽スポーツのほか、季節行事、食事会・誕生会、小中学生との交流事業等、地域の特性を活かした事業活動を行っている。

一部の高齢者ほほえみセンターは、子どもやその親及び高齢者たちの世代を超えた交流の場としても機能している。また、高齢者の健康寿命を延ばすためのバランスの良い食事の提供に取り組んでいるセンターもある。

【日常生活圏域別高齢者ほほえみセンター設置状況一覧】

令和2(2020)年10月1日現在(単位:人)

圏域	圏域人口	高齢者数	高齢化率	高齢者ほほえみセンター利用率	高齢者ほほえみセンター名称	高齢者ほほえみセンター実利用人数	開所年月
大田原	8,711	2,452	28.1%	14.1%	寺町	80	H11(1999).10
					若草	49	H13(2001).10
					元町	70	H18(2006).7
					大手清水町	112	H18(2006).10
					仲町 (下町より移行)	34	H26(2014).4 (H11(1999).10)
西原	14,685	3,086	21.0%	6.9%	西原 (美原)	213	H12(2000).10
紫塚	5,891	1,588	27.0%	5.9%	深川	93	H13(2001).11
金田北	8,448	2,411	28.5%	11.4%	中田原	44	H12(2000).10
					市野沢	44	H13(2001).10
					福寿草	187	H25(2013).6
金田南	4,369	1,435	32.8%	7.9%	金丸	82	H12(2000).10
					鹿畑	32	H14(2002).10
親園	4,660	1,348	28.9%	4.8%	親園	65	H11(1999).11
野崎	6,105	1,923	31.5%	15.2%	薄葉	251	H11(1999).11
					下石上	41	H12(2000).10
佐久山	2,294	927	40.4%	3.2%	佐久山	30	H12(2000).10
湯津上	4,181	1,602	38.3%	11.1%	佐良土	104	H18(2006).6
					蛭田	74	H20(2008).4
黒羽	3,561	1,394	39.1%	7.7%	黒羽	107	H23(2011).5
川西	4,281	1,360	31.8%	16.1%	川西	219	H20(2008).8
両郷	1,969	789	40.1%	11.5%	両郷	91	H21(2009).4
須賀川	1,419	690	48.6%	29.1%	須佐木	60	H18(2006).8
					川上地域	48	H23(2011).5
					須賀川	93	H24(2012).6
合計	70,574	21,005	29.8%	10.6%		2,223	

※実利用人数/高齢者数＝高齢者ほほえみセンター利用率

3. 今後の高齢者ほほえみセンターの事業展開

介護予防拠点たる高齢者ほほえみセンターの運営を更に強化、充実させるため、第8期計画期間において次の事項を重点的に実施する。

(1) 地域住民への周知・広報

高齢者ほほえみセンターのさらなる利用促進のため、活動内容等について一層の周知を行い、新規利用者の拡大を図る。

(2) ほほえみサポーター、与一いきいきメイト及び介護予防リーダーの活動支援

高齢者ほほえみセンターの日常的な運営活動に不可欠なほほえみサポーターや、与一いきいきメイト及び介護予防リーダー等の活動支援等に努め、今後もその活動に対し積極的な支援をする。

(3) 地域の福祉関連組織等との連携

各高齢者ほほえみセンター管理運営委員会において、介護予防の担い手である介護予防リーダーや与一いきいきメイト、地域福祉の推進主体である地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、見守り隊組織、自治会、ボランティア団体、ささえ愛サロン事業団体との連携を強化する。

(4) 高齢者ほほえみセンター管理運営委員会連絡調整会議等の開催

「高齢者ほほえみセンター管理運営委員会連絡調整会議」及び「ブロック別班長会議」を今後も定期的に行い、高齢者ほほえみセンターの活動内容の学習、情報交換等を通じて全センターの運営の継続的なレベルアップを図る。また、ほほえみサポーターの技能と理解の向上を目的とした「ほほえみサポーター合同研修会」の開催も同様に継続し、日々の運営活動の質の維持、強化が図られるよう支援する。

また、各高齢者ほほえみセンターの役員改選時に新規の役員を加えるよう助言し、各センターの活動が活性化するように支援する。

(5) 高齢者ほほえみセンター及び各種居場所団体との活動交流への支援

高齢者ほほえみセンターの活動内容は、地域によって様々な活動があるため、他の高齢者ほほえみセンターで行われる事業活動に触れ、学ぶ機会を確保し、各センター間の情報交換及び交流を支援する。

（6）感染症等予防に留意した通いの場の検討

高齢者ほほえみセンター活動においては、高齢者が孤立することを防ぎ、心身の健康を保つためにも、感染のリスクに充分配慮しながら状況に応じた活動を継続する。センターでの活動のほか、居宅で過ごす時間においても、日頃の運動、低栄養・免疫力低下の予防、地域や人々とのつながり構築を積極的に進めていく。

【評価指標】 高齢者ほほえみセンター

		基準年度 (令和元年度)	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
高齢者ほほえみ センター	利用人数	2,223 人	2,275 人	2,300 人	2,325 人
	利用延人数	64,405 人	67,750 人	69,290 人	69,600 人

第3節 大田原市ささえ愛サロン事業の推進 **地域ビジョン I**

1. 住民主体の通いの場

地域の高齢者等が気軽に集える「ささえ愛サロン」を推進することにより、高齢者等の社会的孤立や心身機能低下の予防及び解消、認知症対策並びに地域の支え合い体制の確立に寄与する。開催頻度や活動内容等については、地域の実情等に応じて住民が主体となり定めることになっている。

また、「地域共生社会」の観点から、年齢や心身の状況等を問わず、誰もが参加することのできる場の地域展開を目指すこととする。

（1）高齢者ほほえみセンターの補完的役割

介護予防拠点施設である高齢者ほほえみセンターにおいては、「利用者増加による施設キャパシティの限界」「移動手段がなく参加できない」等の課題がある。そのため、高齢者ほほえみセンターの補完的役割として、「歩いて行ける通いの場」「少人数で気軽に集まれる憩いの場」について検討を行い、「ささえ愛サロン事業」を推進することとした。

（2）地域共生社会の推進

本市では「世代を超えて地域住民がともに支え合う地域」「あらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍できるコミュニティ」の実現を目指している。

この「地域共生社会（我が事・丸ごと）」の観点から、「ささえ愛サロン事業」においては「地域のあらゆる住民の参加を妨げない」こととしている。

(3) 地域資源の活用

ささえ愛サロン事業の活動場所としては、自治公民館、空き家、空き店舗、廃校、事業に賛同する個人の自宅等、参加者の集まりやすい場所及び活性化や再利用に資する場所が設定されている。

また、参加者においては「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性に固執することなく、「自主性」「自立性」を重要視し各々の得意なことや能力に応じて運営に携わることで、本人の生きがい創出や介護予防のみならず、地域や多様な主体による参画が期待できる。

2. ささえ愛サロン事業費補助金の設置

地域の高齢者等が気軽に集える継続的な憩いの場を自主的に運営する団体を支援することにより、高齢者等の社会的孤立や心身機能の低下予防、地域の支え合い体制を確立する。

当該補助金の設置においては、ささえ愛おたわら助け合い事業（生活支援体制整備事業）に係る第1層協議体の意見・提案を受け、補助金交付要綱を制定した。

【評価指標】 ささえ愛サロン事業

		基準年度 (令和元年度)	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
ささえ愛サロン 事業	実施団体数	16 団体	37 団体	50 団体	60 団体
	利用実人数	289 人	470 人	600 人	700 人

【今後の取組】

誰でも一緒に参加できる「通いの場」の更なる拡充を目指して、今後も事業を推進していく。また、第1層協議体において進捗確認を実施し、必要に応じて制度の見直しを図る。



【ささえ愛サロンの活動の様子】